

令和元年 1 1 月 1 8 日

産業厚生委員会記録

阿久根市議会

1. 日 時 令和元年11月18日(月) 9時57分 開会
11時46分 閉会
2. 場 所 第2委員会室
3. 出席委員 岩崎健二委員長、濱門明典副委員長、
川上洋一委員、中面幸人委員、木下孝行委員、
山田勝委員、仮屋園一徳委員
4. 事務局職員 議事係主任 松崎 正幸
5. 説明員 ・農政課
課長 園田 豊 君 課長補佐 中尾 隆樹 君
・水産林務課
課長 佐潟 進 君
6. 会議に付した事件
陳情第14号 「いかくら阿久根」に関する陳情書
7. 議事の経過概要 別紙のとおり

◎陳情第14号「いかくら阿久根」に関する陳情書

岩崎健二委員長

おはようございます。ただいまから、産業厚生委員会を開会いたします。

本日は継続審査中である、陳情第14号、いかくら阿久根に関する陳情書を議題とし、先の委員会で決定したとおり、所管課の農政課への質疑を行いたいと思います。質疑の前に、先の委員会で、いかくら阿久根にお願いしていた資料が提出されましたので皆さんに配付してあります。なお、資料は膨大な量であるため、集計したものだけを配付してあります。詳細のデータについては事務局に保管してありますのでよろしくお願ひします。

[発言する者あり]

それぞれ、日数、日付それから、シカとかイノシシとか種類、個体の体重、とれた肉、それをまとめたのがこれだけありますので。

[「了解」と呼ぶ者あり]

皆さんから何かありませんか。

なければ所管課に入場していただきます。

(農政課入室)

岩崎健二委員長

所管課においていただきました。

所管課から何か先に説明することがありますか。

園田農政課長

これまでも国の鳥獣被害対策の事業については御説明をさせていただいております。今回またこの被害対策ということで、概要だけ冒頭で説明をいたします。この事業につきましては、財源は国の補助金になります。国庫補助100%です。全国各地に鳥獣害の被害が多く発生しているということで、平成25年度からこの事業に取り組んでおります。内容といたしましては、緊急捕獲活動支援事業と言ひまして、捕獲の鳥獣に対して、捕獲謝金を支払うものがございます。あと一つが推進整備事業と申ひまして、侵入防止柵の整備に係る補助金。また、箱わな購入等に対する補助金。箱わな購入に対しては関連して、わな免許等の講習を受けるときに係る経費についても補助金がございます。そのような内容で25年度から実施してございまして、補助金といたしましては、平成25年度に、捕獲に係る経費ということで、捕獲者に支払う分です。平成25年度スタートが265万4000円。平成26年度が606万1800円。平成27年度が453万5600円。平成28年度が517万6600円。平成29年度が679万3200円。そして昨年、平成30年度、666万1800円。これまでの合計といたしまして、3188万3千円。以上のような状況となっております。これまでこのようなことで支払いをしてきておりますけれども、当初は、捕獲協会のほうにまとめて支払いをしてございました。そしてこれまででいろんな疑義が生じたということで、平成29年度の後半の下半期分からは、捕獲者に直接お支払いをさせていただいております。またこの協会にお支払いした分で、協会が手数料として差し引いた分がございましたが、こちらもすべて捕獲者に返還を

されております。概要として以上のような状況です。

岩崎健二委員長

課長の説明が終わりました。

これから委員の皆さんの質疑を行います。質問のある方は挙手をお願いします。

濱門明典副委員長

補助金をこういうふうには25年度、26年度、27年度と30年がありますが、その中で、ジビエに支払いというのがありますよね、ジビエに支払ったお金というのがありますよね。これは30年度だけなんですか、30年度の192頭に対して9,000円というのがありますよね、172万8,000円、その下ですね、ジビエに払ったのがありますよね。

園田農政課長

国といたしまして、捕獲したシカあるいはイノシシを食料として有効活用しようというそのような動きが出てきて、ジビエに関する事業がスタートいたしました。それに伴いまして、捕獲のイノシシ、シカの成獣に対して、有効活用の推進費として、それまでは1頭あたり8,000円、シカ、イノシシともに8,000円でしたが、平成30年度からどちらもジビエ活用いたしますと9,000円ということで、金額の変更がありました。ジビエ活用しないものにつきましては、埋設処理ということで、7,000円の活動費として支払ってあります。

濱門明典副委員長

ジビエの対象になるというのはどこが判定をしてやってたんでしょうか。

園田農政課長

こちらにつきまして、いかく阿久根に持ち込まれて、肉としての取り扱いをしても問題ないということで、市からも出向いて行ってですね、そこを確認しながらジビエの取り扱いにされたというところであります。

濱門明典副委員長

30年度は謝金が7,000円になったわけですね。それでジビエにもっていったら9,000円ということで、そのジビエにもって行った人には、1頭に対して9,000円の補助が出たということですか。

園田農政課長

はい、そうなります。

濱門明典副委員長

わかりました。

岩崎健二委員長

ほかにありませんか。

山田勝委員

私は、今課長の説明でですね、成果説明書を見ております。成果説明書を見ればあなたが言われるように、7,000円だったけれどもジビエ活用する証明書を持ってくればプラス2,000円で9,000円払いますよということですよ。ジビエ活用したという証明書はいかくから出すということですね。それと印鑑を誰がついた誰がつかないということよりですね、印鑑を必要なのはどこが必要だったんですか。

園田農政課長

印鑑につきましては、当時、私も農政課に所属していない部分もありまして、ちょっと

調べた範囲での話になりますが、農政課としましても国の事業で、その取り扱いについて、8,000円をまず支払う必要があった分を、個人と捕獲協会ですね、捕獲協会にお支払いして、本来本人から受領印としていただく必要があったものを、事務の簡素化というところで、取り扱いをしたと、協会からまとめて印鑑をいただいたというところで聞いております。

山田勝委員

印鑑を受領印が必要だったのは農政課の提出資料として必要だったということですか。

園田農政課長

農政課の分といたしましては必要で、そのような印鑑の受領印のお願いをしたところです。水産林務として、市の補助金については、ちょっとすみません、農政課所管じゃないということで、その認識は私もまだはっきりしてないものですから、ここで答えすることはできません。

山田勝委員

それでいいんですよ。私は農政課が国の補助金をもらうためにですね、受領印が必要だったと、それをたまたま組合が持った印鑑をついていただいて、提出したあなた方が事務処理をしたと、こういうことですよ。

園田農政課長

はい、そうなります。

山田勝委員

私はね、この印鑑をついた、つかないという問題を非常にクローズアップされました。最終的には、大野前水産林務課の係長が私がついたということですね、大野係長は処分されます。しかし、私がどうしても納得いかないのはですね、大野係長がつくってやった書類をですよ、農政課は調査もしないで、確認もしないでですね、それを預かってですよ、それをいただいて、それを国に提出して、知らん顔ですよ。普通だったら担当課長もどういう経緯で印鑑をもらったのか、どういうかたちでするかを確認をしてですね、農政課が出す書類ですよ。農政課が国の補助金をもらう書類をですね、水産林務課の課長が印鑑を押ししたというのを便宜的にですね、おそらく、長くそういう慣例できとったと思いますよ。慣例できとったと思います。何もなかったからよかったようなものの、そや、おいはつかんかったが、おいがついたということですね、かなり厳しくなって、実は私がつきましたということですね、大野係長だけ責任をとらせる。でも私は一番悪いのは、その書類を農政課が預かってですよ、国に出して、どういう経緯でそれを、全く知らぬ存ぜずという農政課の態度はいかがなものかと思うんです。

園田農政課長

経緯の中で、押印の問題は出てきました。その中で、農政課、当時職員も含めて、全然知らないというところでは取り扱いはしておりませんでした。それで前回、総務課の法令順守委員会等が開催され、当時の担当また課長、課長補佐等も一定の処分を受けております。以上です。

山田勝委員

私たちは大野係長だけの処分だという話を聞いたけど、具体的にどんな処分だったんですか。

園田農政課長

ここで細かい処分の内容は覚えてないところですが、訓告、戒告にはいたっていませんでしたと思うんですが、口頭での注意等々があったと。

山田勝委員

私はね、大野係長だけが重い処分を受けて、本当の責任をとらないかん農政課は訓告とか、あるいは口頭処分だけではね、あまりにも片手落ちだよ。

園田農政課長

そちらについては法令順守委員会ですらなりましたが、ちょっと取り扱いとしてはわからないところですが、当時農政課は、農作物被害軽減ということでの鳥獣害対策にはかわりを持っておりまして、本来であれば防護柵を設置とか、そういうところで、それまでは捕獲という部分では水産林務の林務係ですね、こちらは元を正せば農政課の林務係でした。水産林務課になったときに、その業務もそのまま持って水産林務課として取り扱いをされております。だからその線引きが、当時の農政課の水産林務、でも水産林務課になってのその取り扱いで、線引きがちょっと難しい部分があったのは確かであります。それは現在もどちらがすべきかというところで、判断が難しい部分があったりします。そして、当時の事業といたしましては、まず捕獲で水産林務が状況、頭数を把握していると。それに対して、国のこの事業が後から出てきましたので、上乗せ交付金というところでの取り扱いになりましたから、その被害を軽減を加速させようということで、水産林務の照合をいただいて、国の事業を推進したという経緯があります。

山田勝委員

誰もね、悪いことをしようと思ってしたわけじゃないんですよ。だからあなた方はあなた方でね、私たち議会もですね、もうこれ以上イノシシとシカにやられたらね、阿久根は特産物はなくなると思って真剣に取り組んだ過程なんですね。そういう結果があるんですよ。ですから、それはそれで別にね、あなた方の理由はわかりますよ。ところが、その部分だけを考えればね、あんまいやらいよと、こう思うんですよ。成果説明書の中に、有害捕獲とか何とかという部分については県の補助金ですか。

園田農政課長

国の事業の内容でしょうか。

山田勝委員

いやいや、ですから、動物捕獲機・ワイヤーメッシュ等については県の補助金なんですか。県の補助金なんですか、県の事業ですか。

園田農政課長

はい。県から補助金を受けて事業を実施しております。大もとは国になります。

山田勝委員

大もとはというのは、県は国からもらって、やっているということなんですか。

園田農政課長

はい、そうです。

山田勝委員

なら、緊急捕獲活動支援の成獣7,000円、プラス9,000円についてはですね、これについては、平成30年度の926万7000円の中の事業だということですね。

園田農政課長

はい、そうなります。

山田勝委員

この中の財源区分はですね、県の財源区分だけになってはいますが、あなたは国の事業だと言うけど、これが県の財源区分だけになっているから聞くんですよ。県と阿久根市の一般財源ですね。

園田農政課長

その表現については、ちょっとわかりにくくて申しわけなく思います。農政課の取り扱う事業で財源の大もとが国であるもので、まずは県が受けて、県の事業としてこちらに補助金をいただく分が多くあるものですから、その表現がなかなか我々としても迷う部分がございます。また、そのような御指摘がありましたので、今後そういう表記の検討をしたいと思います。

山田勝委員

いや、説明すればいいんですよ。あなたが国の事業だ、国の事業だというけれども、財源部分が国のところは全部ゼロ、県のところだけ書いて市の一般財源は5万円という部分だけを見て私は言うんですよ。

園田農政課長

その表現等につきましては、財政課等にも協議しながら、その取り扱い区分とさせていただいておりますので、また今後、財政課にもその辺の指摘があったということで、取り扱いを厳格にできるようにはしたいと思います。

山田勝委員

この件については了解です。それともう一つ、私がどうしても腑に落ちないのはね、あなたじゃないよ。前任者の課長がね、いかくらの牧尾会長にね、何遍もやめろやめろと言っていたという話は聞いたんだが、実は私は1カ月くらい前農政課でですね、彼と話す機会がありました。山田さん、牧尾さんに話をしてくいやん。牧尾さんがやめれば、やめさせれば片がつくたっでという話だったんですが。私は金の流れから見てですね、どう考えても農政課長が牧尾代表にね、やめという、そういう権限は市長の命令かな、誰の命令かな、あるとは思わない。

園田農政課長

農政課長の立場としてそれを命令とか指示する権限はおっしゃるとおりないかとは思いますが。まず推測と言いますか、そのような言葉を出したというところで考えますと、当時この混乱が始まりまして、会員のいろんな不平不満が出てきたと。内容がいずれにせよ、会が混乱したのを収束できない状況としては、役員の一斉、また、会長の交代というのが妥当じゃないかというような意味合いで、そのような話をしたんじゃないかと推測いたします。

山田勝委員

私はね、今回の混乱のね、問題はそこから発していると思う。権限もない、あるいは権利もない人がとんでもないことをやっているんですね。むしろこれを私言いたい。これが処分もんですよ。だから混乱がさらに出てきたんですよ。ちゃんとした筋道を通して話をしていってないから。そういう権利があって、市長から指令を受けたのか。後で聞いと

ってください。市長が言わせたっか。そんなのはね、あの人がそんなことを、私がやめさせるからって言わなければね、混乱しない。だから私はどうしてもこの話だけをちゃんとしとかないかん。印鑑は、自分たちの必要だった書類を水産林務課につくってもらってですね、自分たちは知らん顔。農政課は無傷で知らん顔。水産林務課だけはものすごい傷を受けて。こんなことをしているからもめるんですよ。

園田農政課長

山田委員のおっしゃる部分も理解はいたしますが、全然農政課は知らない顔ということは、決してございませんでした。当時一緒になって問題解決に向けて話をして、その会員さんへの理解、総会を、臨時総会を含めて足しげくそこには顔を出して説明もいたしました。ただ、なかなか事務費の取り扱いとか、そこは説明をしても、我々農政あるいは水産林務も当時の流れは理解するまで時間はかかりましたけれども、会員さんへ説明しても、やはりじっくりと時間をかけてそこを確認しないと、なかなか理解をいただけない部分があったかと思います。現状もそういう部分もあるかと思います。農政課として国の事業を扱う以上は、その取り扱いについては規則に従ってやるのが当然ですし、処分については総務課の法令遵守委員会の委員の方々の判断だったかと思いますが、決して知らぬ存ぜぬでその当時いたということはないかと思います。

山田勝委員

もうね、済んだことだからあんまり言いたくないんだけど。特に懲罰委員会についてはあなたがしたことでもない。懲罰委員会は懲罰委員会というのがあるわけだからね、そこで処理したわけでしょ。そんなしな認識不足ですよ。あれだけテレビも出てき、何も出てき、印鑑な誰がついたかつかないかという話で、最終的には私がつきましたでしょ。でもその書類は水産林務課には必要ではなかったんですよ。農政課で提出するための書類の印鑑だったでしょ。おいはせんとつかんど、誰がついたか、大野係長が私がつきましたで終わるわけですよ。でもそれはやっぱり、農政課が必要だった書類。私はね、会員のためにしたかと思えますよ。係長も、会員のために。農政課に出す書類も、今印鑑があったで私が印鑑ついてやったかと思えますよ。思う。でも実際は農政課が必要な書類だった印鑑を。

園田農政課長

ここで言うべき話かわかりませんが、農政課と、国の事業の取り扱いを阿久根の場合はやっております。ただ、ほかの市町村では、農政課はあくまでも保護、防護ということで、こういう捕獲に関しては取り扱いをしていないところが大半です。だから、当時も水産林務で扱っていただければというやりとりがあったようですが、大もとが国の補助金、農水省ということで、農水省だから農政課でやってくれといったようなやり取りがあったと聞いております。当然水産林務も農水省管轄の事業を行いますので、別に農政課がする必要はなかったのですが、当時のやり取りの結果、農政課が取り扱いをするようになりました。だから、水産林務課が仕方なく印鑑を押したのではなくて、その辺の協力の中で、印鑑は直接捕獲者とやり取りをする水産林務課がやろうという、連携の一環だったと私は考えます。

山田勝委員

あなたが言うとおりでかと思えますよ。過去においてはそういうことで全部終わってきとった。終わってきとてお金をもらっている人が、おいわせんと知らんどって言い出してから

の問題やったって。そうでしょ、そういうことでしょ。だから、大野係長もその前の人も、同じように印鑑をつけてやっと思ったと思いますよ。同じようにしとったと思います。ただ今になってみて、んならその資料はどけ出しとるよ、農政課の資料やったて言うから、チェックする農政課の担当職員及び農政課長は、ないもわからんじそいを受け取ったっか、ということになるかと思えますし。だから、これもね、見直さないかんですよ。やっぱり一つにせないかん。あなたが今言うように、鳥獣対策に対してはですね、仕分けしないで。仕分けしているばかりに間違ったことがたくさんあるでしょ。ふるさと納税の分についても二つに分けたから漏れて、大変な目にあっただでしょ。その付近はね、今後、気合いを入れて対応していかないかんですよ。そいがなかなければね、よういらんもんはいらんわけよ。

園田農政課長

今の御指摘は本当に、行政全体として取り扱いをいかにするかという課題が浮き彫りになったかと思えます。ちゃんと事務の取り扱いについて一定の規則をつくり、お互いの認識をしっかりと進めるのが、この鳥獣に限らずあるかと思えますので、今の御指摘は本当、貴重な意見と思って今後に活かしていきたいと思えます。

岩崎健二委員長

ほかにありませんか。

濱門明典委員

捕獲協会が、最初は手数料としてイノシシ・シカ2,000円ずつはねてましたよね。それとほかのあれが200円ですかね、はねてました。これはどこで決めたんですか。

園田農政課長

2,000円の手数料ということで考えますが、それについては国の事業がスタートしたときに、当然、協会の代表、当時、牧尾さんはじめ役員の方々に話をして、そこで会員さんにも説明をいただくというような認識の中で決まっていたかと。ちょっとすみません。当時私もそこにはいないところで、はっきりした部分はございませんが。

濱門明典委員

そのところはしっかり確認をとってってください。ある民間の方が、農水省に駆け込んで、こういうのをバラして、その2,000円はとった人に返しなさいと指導があったというふうに書いてあります。29年度までさかのぼって、手数料を取った部分は返すように指導があって返していますよね。そいで29年度から直接払うようになっていきますので。そらの経緯というのが、どこで誰が決めて手数料を取ったかちゅうことをはっきりしていただきたい。よろしくをお願いします。

中面幸人委員

先ほど課長のほうから鳥獣被害実践事業緊急捕獲活動支援事業の実績について、平成25年度から30年までの実績報告がありましたが、水産林務課と違って農政課のほうは、侵入を防止する、そっちが大きな事業になっておりますけれども、ただしかし、この実績に対して国からの補助というのは、とった頭数とかに応じて来るわけでありましてよね。そういう中で、実績を見れば平成28年度から30年度まで、あんまり変わらない金額でありますけれどもですね、このごたごたが起こってですよ、例えば捕獲協会のほうからイノシシ・シカの解体処理の施設に持って行くなど、そういう指示を出しておったことはご存じかと思えますけれども、やはり農家の農産物の被害を軽減するためには、やはり頭数を減らさないといけないというところだと思うんですよ。だから当然、水産林務課、農政課の所管

がこれらに関係するわけですから、この捕獲隊の、そういう持って行くなということに対して指導は考えなかったのかお聞きいたします。

園田農政課長

行政を離れたとは言いませんが、行政管轄外の会の取り決め、あるいはそういう話し合いの方向性等考えまして、農政課としてはちゃんとジビエ活用したら9,000円を払いますよというのはお伝えしながら、それを持ち込むな、あるいは埋設してくださいとか、ジビエ活用してくださいとか、そこは明確には指導はしておりませんし、取り扱いについては農政課ですべきかというのが、現状です。裁判もいろいろある中でそのような、持ち込まないというような方向になっているようですので、そこは様子を見たいというところで考えているところです。

中面幸人委員

確かに農産物の被害は農家でありますし。例えば、捕獲しても処理に困って山に埋める捕獲会員の方が困っているわけですよ。そういう中で、水産林務課の事業であったり、農政課の事業であったりですね、やはりこの事業というのは農産物の被害を軽減させるための事業であるわけですから、裁判しとろうが何しとろうが関係ないわけであって、しっかりと行政側はですね、私は指導すべきであるというふうに思いますけれども。それならそういう考え方であったということに理解してよろしいですか。

園田農政課長

先ほど申しましたように、裁判の経緯もちょっと見ながらというのも正直ありますが。実際いかくらがあって、そこに持ち込めば9,000円、持ち込まなければ7,000円という取り扱いの中で、本市にはいかくらがあったからそういう選択ができるという状況もあります。他の川内あるいは出水、出水は最近そういう施設ができたと聞いておりますが、さつま町とか長島もですね、そういう加工施設がないところは皆さん埋設という方法しかございません。ですから、会員の方々の、そのいかくらというのがありきで、早くそこが正常に動くようにというような思いもございしますが、現状そのような問題が解決しない中で、他の市町村も考えますと、選択が一つに限られているというような方向でも捉えるところではあります。

山田勝委員

私はね、課長、目的はね、この事業の目的は農産物の被害を少なくするために鳥獣被害の対策をする。それで、とつてもどげんもでけんで施設をつくらないけないということで、お願いをしてつくってもらいましたよ。ですから、それはいくらでも裁判はあるでしょ、みんなそれぞれ考えは違うんだって。でもあなたたちはね、鳥獣対策についてジビエ利用しなければ7,000円、ジビエ利用したら9,000円支払うという姿勢はね、例えどういう事業であろうともね、崩す必要はない。何でって、あなたたちは農家を守るんですよ。農家を守る立場にある人がね、全く別のところでやっていることは関係ないんですよ。私はそういう意味ではね、そういう姿はね、農政課が農業をだめにしたって始まらない。

園田農政課長

今、おっしゃっていただきましたが、先ほども御説明いたしました。ジビエ活用したら9,000円をお支払いするというふうに説明はしております。あと、その取り扱いが協会といかくらの間でどのような方向性になるかというのは別で、ジビエ活用にさせていただけた

ら9,000円は支払うというところで、再三会員の方々には御説明しています。

濱門明典委員

その9,000円とかというのは、今は個人に支払っているんですよね。

園田農政課長

個人の口座に振り込んでおります。

岩崎健二委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、所管課への質疑を一時中止します。

(農政課 退室)

岩崎健二委員長

ただいま所管課への質疑を終了しましたが、本件の今後の審査について委員の意見をお伺いします。

山田勝委員

大体全容が明らかになりましたしね、よくわかったのですが。ただ、捕獲許可証とはどういうもので、どこが出しているのかははっきりしないとですね、持って行けば除名するぞという理屈も出てくるわけですから、水産課林務にお願いしてですね、捕獲許可証を提出してもらえませんか。

岩崎健二委員長

山田委員より捕獲隊への許可証の資料について、資料請求してほしいとの意見がありますが異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、資料請求いたします。その間、暫時休憩します。

(休憩 10:41～11:08)

(水産林務課 入室)

岩崎健二委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

先ほど資料請求がありました、鳥獣捕獲事業指示書等についてを提出していただきました。この指示書等について課長の説明をお願いします。

佐潟水産林務課長

ただいま配付してあります捕獲指示書につきましては、法人捕獲という分類になりまして、阿久根市が狩猟者の方々に、この地域で、どういう有害鳥獣がいるので捕獲をしてくださいという指示になります。また、上の部分と下の部分と内容が違うのですが、下の部分につきましては、捕獲した実績について市のほうに提出をお願いしているものでございます。それによって、狩猟者の方がどういう有害鳥獣を何頭捕獲したのかという実績がわかるものになります。

中面幸人委員

これは年間ですか。

佐潟水産林務課長

狩猟期においては指示は出さず、狩猟期間外は基本的に毎月出します。

中面幸人委員

これ毎月だったら本人が、個人個人で申請するわけですね。

佐潟水産林務課長

申請という形ではなくて、狩猟者の方々に、会員ということでわかっていますので、阿久根地区だと5から6くらいの班に分かれているんですけど、その班長さん方をお願いしてそれぞれの隊員の方々に配付していただいております。

中面幸人委員

阿久根捕獲隊の中にそれぞれ班長さんが何人かおいやって、その班長さんが申請するんですか。申請して、その班長さんにそれぞれ個人個人の指示書を渡すんですか。

木下孝行委員

従事者証は本人が申請して、指示書は阿久根市が毎月、班長を通じて渡すようにしているということじゃないんですか。

岩崎健二委員長

暫時休憩します。

(休憩 11:11~11:13)

岩崎健二委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

佐潟水産林務課長

まず従事者証につきましては、法人捕獲に基づき、捕獲を実施する法人等及び捕獲を依頼された被害者が、

[発言する者あり]

法人捕獲というのは、一般捕獲というのがあって、一般捕獲というのがあくまでも趣味の捕獲。法人捕獲というのが団体として、その団体が狩猟をするというのが法人捕獲という意味合いになります。ですから、一般捕獲については狩猟期間のみの、

[発言する者あり]

中面幸人委員

そうすると、狩猟期間以外に、例えば被害が出たからとってくれというときに出すのが法人捕獲と。

佐潟水産林務課長

指示書。

山田勝委員

法人捕獲というのは、指示は個人個人に出すわけやっどが、指示は。例えば従事者証は個人個人に出すわけやっどが。

佐潟水産林務課長

はい。そうでございます。

[発言する者あり]

岩崎健二委員長

従事者証の発行の手順というのはどうなっていますか。

[発言する者あり]

暫時休憩します。

(休憩 11:15~11:19)

岩崎健二委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。
ほかに皆さんから何かありますか。

山田勝委員

ちょっと確認。毎年申請をして、それで阿久根市が従事者証を発行しますよと。それから鳥獣捕獲指示書について、この地区について鳥獣が出たからとってくれという指示書は市が出すんですか。

佐潟水産林務課長

指示書についても阿久根市が出します。

山田勝委員

これに申請はいらないの。

佐潟水産林務課長

申請はいりません。

山田勝委員

なら、この従事者証をもらった人には全員、狩猟期間外の指示を誰にしてもいいということですか。

佐潟水産林務課長

そういうことになります。わなであったり、銃器であったりして捕獲をしていくということになりますので、たくさんとる人、とれない人、違ってくるかというふうに思います。

山田勝委員

とる人とらない人というのは、指示書をもらってもとらない人もいるということですか。

佐潟水産林務課長

はい。そういうことになります。

濱門明典委員

今現在、指示書をもっている人が何名くらいいるんですか。

佐潟水産林務課長

今、手元に資料がないのでわかりかねますが、大体、阿久根・脇本含めて60名ちかくだと思います。

仮屋園一徳委員

補足してですけど、今がちょうど申請の切り替えで、ことしの分はまだ確定はしてないと思います。先ほどから言うように、年間の従事者証を取った人にしか指示は出せないわけですので。

山田勝委員

なら、今は、あなたたちは指示書を出すけれども、そういう、例えば獵友会や協会に、推薦をしていただくとかいうのは全部任せているんですか。

佐潟水産林務課長

そうだと思います。

山田勝委員

こんな大事なことをね、自分たちでしないでその団体に任せるから、持ち込んだら除名するとかというのが発生するわけよ。これはもう水産林務課の怠慢じゃもん、私に言わせれば。自分たちでね、簡単じゃ、60人に対し指示書を出すのは。60人から申請を受けるだけの話。

仮屋園一徳委員

関連で。今、山田委員が言われるようにですね、指示書自体は個人になっています。それのとりまとめのことを、課長は言われているんだと思います。個人で農政課のほうに持って行けというふうになっています。

中面幸人委員

一つだけ。陳情書を出された人たちが、いかくりにイノシカを持って行けば除名するとか言うのが出ておりますよね。例えば捕獲隊が、指示を出された人に猟をできなくすることはできないんですよ。

佐潟水産林務課長

現在でも、捕獲の実績は10月末まではありますので、捕獲はされています。ただ、それを解体処理施設に持ち込んではいないということでもあります。

中面幸人委員

ほいで、協会なり班長が、わいは持って行ったから、わいはもうとれなくするとか、そういうのはできないんですよ。

佐潟水産林務課長

行政としてはそういう指示はできないですね。

中面幸人委員

行政ちゅうか、この協会がよ。

佐潟水産林務課長

捕獲協会、現在捕獲隊となっておりますが、その会則に除名の文言が入っています。

中面幸人委員

入っているわけ。

佐潟水産林務課長

除名とする内容について、会の指示とかに背いた場合とか、会の名誉を傷つけた場合とか、そういうことで除名とすると。

中面幸人委員

それは捕獲隊を除名するということですかね。だからその、その人が捕獲隊から除名されても、捕獲はできるんですよ。

〔発言する者あり〕

岩崎健二委員長

暫時休憩します。

(休憩 11:24～11:32)

岩崎健二委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

ほかに、課長への質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、課長への質疑を終了します。

(水産林務課長 退室)

岩崎健二委員長

産業厚生委員会の陳情者の調査要望書が出されております。委員会としてはこの調査要望書の調査項目についてまとめていきたいと思っております。

まず1点目、平成30年度国庫交付金の中で「解体処理施設いかくら」に持ち込まれたイノシシ・ニホンシカ合計595頭のジビエ肉として加工された、その肉の行方の調査をお願いします、とあります。これについて、この前の委員会で皆さんからありましたとおり、いかくらに行方の調査をお願いした集計表を皆さんに配付したところでもあります。

暫時休憩します。

(休憩 11:35～11:41)

岩崎健二委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

本日出された集計表に基づいて調査した結果、約80%以上が自家消費されたとみられるという数字になっておりまして、結果として20%ほどしか販売には回っていないということになっていますが、これでよろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

次に、2番目。平成25年度から平成30年度までのイノシカ肉流通対策事業の中で1億3000万円余りの内訳詳細の調査をお願いします、ということでありました。これについて、今までの、所管課等の説明を受け調査したところであり、決算書等の資料の提出も受けたところであります。これについて、皆さんの御意見ありますか。

木下孝行委員

特にこの部分については問題なかったと、私は認識しております。

岩崎健二委員長

この2番目については、決算書等の提出を求めた結果、疑義が生じることはなかったということでもよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

次に、3番目。平成25年度から平成28年度までの解体残渣処理の不整合なものの再調査をお願いします、とあります。これにつきましては、陳情者の団体が今月1日に市長との面談を行っております。その中で、再調査するかしないかということにつきましては、担当課が今まで出された写真等を再確認して、調査の必要があれば再調査するというような返答を行っておりますが、それでよろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

陳情第14号について、今まで調査してまいりましたが、調査事項について、ほかにまだ調査する項目はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、今までの分を委員長のほうでまとめまして、後日もう一回委員会を開いて、皆さんの意見をとりまとめた上で報告書をつくって皆さんに提示したいと思いますが、よろしいですか。

山田勝委員

それでいいけど、陳情の採決は。

岩崎健二委員長

はい。委員長が今までの皆さんの意見等を踏まえて報告書を作成し、それを皆さんにお諮りした上で陳情の採択・不採択、あるいは趣旨採択の結論を得たいと思いますが、いかがですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、そのように決めます。

それでは、12月定例会までにもう一回委員会を開催させていただきたいと思いますが。

次回の委員会の日程等については委員長に一任願いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、よってそのように決しました。

本日の産業厚生委員会は散会いたします。

(散 会 1 1 時 4 6 分)

産業厚生委員会委員長 岩 崎 健 二